

142
3

三種神器圖文

御本大明神 神階宜下祭奉并加款



142
3



三種神器

一神圭八坂瓊曲玉也舊事本紀曰令王作祖櫛明玉神作八坂瓊之立而筒御統玉矣禁秘抄云神圭首神于今不替壽永自海底求出以青色絹裹之以紫絹縫之如綯內侍持間下繕入程緩菖中鏡一程物動返不可傾

二說神璽有二則三種寶物中也神祇令所謂神圭之鏡劔是也一則自上古傳來之劔也天子即位禳祚時

用此印公式令所謂天子神璽祿祚之日壽璽寶不用
者是也今藏司所掌神璽則公式令所謂神璽也
一或說曰神璽天子内外印也內印方守立位以上位記及下
公文於諸國則捺之外印方守半立位以下位記及太政官
文案捺之諸司印方守二分上官公文及案移牒捺之諸
國印方守上京公文及案調物捺之上云

一法劍草薙劍日本紀曰素盞烏尊於出雲圓簸之川上
拔十握劍斬八岐大蛇至尾劍及少缺故割裂其尾觀

中有一劍此草薙劍也本名天叢雲劍蓋大蛇所居之
常有雲氣故名天叢雲劍云然名草薙劍則人皇十一
代垂仁天皇時鏡劍自大和國笠縫邑鎮座于伊勢國度
會郡五十鈴河上十二代景行天皇四十一年日本武尊征東
夷冬十月拜伊勢神宮仍辭于御伯母倭姬命曰今被
天叢雲劍授日本武尊曰慎之莫忘也是歲日本武尊
初至駿河其所賊欺尊曰是野也麋鹿甚多當臨而

狩日本武信而入野而見獸賊放火而燒其野日本武尊以天最靈劍薙攘傍草因之得免難故号其劍曰草薙劍日本武尊討東夷後置此劍於尾張國魚市郡熟田神体是也

一素盞烏尊大蛇斬玉ノ時尾劍取玉是神劍也若何敢私以安乎乃上獻於天神是宝劍也

一壽永比安德天皇入海時宝劍入海書事是誤也入海劍金御座御劍也此事傳授也可秘ト云

一内侍所鏡御靈八咫鏡云御靈謂鏡也古事記曰此鏡者專為我御魂而如拜告姿云天照太神御靈魂有此鏡故以鏡曰御靈今伊勢内宮神體是也尺寸也此鏡徑八寸故曰八咫鏡

一說曰圍六尺四寸此鏡一名内侍所或曰賢所日本記素盞烏尊是無道天照太神乃入天石窟中被懸六咫鏡云此鏡石疑姫命之所作也

一日本記曰使鏡作部遠祖天穀戸者造鏡又曰神

方開磐戶而出焉是時以鏡入其石窟者觸戶
小瑕其瑕於今猶存此即伊勢崇忍之大神也

一廉氣記曰八咫鏡火珠所成玉本有法身妙理亦

名邊都鏡亦名真經津鏡亦名白銅鏡

一禁秘抄云白川院仰云內侍所神鏡飛出欲上天

女官懸唐衣袖奉引留依此因緣女官奉守護

云云

一神勅曰天照太神以御子忍穗耳尊爲葦原中國

主授寶鏡曰汝見此鏡如見我姿常回正殿而可
座不可離置矣其後忍穗耳尊以此鏡授御子瓊
杵尊自箕代地神相傳至神武天皇入大和國
造新都時隨往古神勅以三種寶物同床而坐也

見日本記

一廉氣記曰天照太神持寶鏡而祝之宣吾兒視此
寶鏡當猶視吾可與同床六殿以爲齊鏡寶祚
之際當与天壤無窮矣則授八坂瓊曲玉及八咫鏡草

草薙劍三種神既永爲天皇

一神皇正統記曰崇神天皇漸畏神威而即位六年己丑以神代鏡造石凝姬神初子令鑄鏡以大目筒神初子令造劍於大和國宇多郡作此兩種爲護身之璽安置同殿以神代寶鏡及靈劍託皇女豐鋤入葬至大和笠縫邑立離奉崇焉自茲神宮皇宮爲各別云

一柳三種ノ儀ハ神書之肝心王法ノ樞機也誠日本神

代ヨリ當世ニ至ル迄久堅ノ天ケ下ノトカニテラシ現難ノ地モウコカズノ皇統永ノノ一種系ニシテ立王業等連綿シテ修セラル、更偏ニ三種ノ靈威ニヨレリシ方ハ輒其品其德ヲ談スカラス畢竟心地ノ秘法也惣テ禁中ノ作法ハ先神事後他更旦暮敬神之歟慮無懈怠云

一十種神宝 羅津鏡 邊津鏡 八握劔
生玉死反玉足玉道反玉蛇比禮品物比禮

柿本大明神

神階

上鄉着伏座 奥

次職事來仰テラシタク詞ハタハタ

次上鄉移着端坐

次上鄉令官人敷軾

次上鄉以官人召ヒトツシタク太内記タケミカツチ參ミサシ軏

次上鄉仰タマフ詞ハタハタ如職事

次內記持タマフ參ミサシ宣命草位記等ハタハタ入宮

宣下次第

次上鄉披見畢テ賜テ內記テ候テ小庭

次上鄉參弓ルユ塲テ代付テ職事

奏聞

宮相從
内記以先内覽ス

職事テ奏聞テ畢返テ賜テ仰テ可テ令テ清

書テ由ラ

次上鄉復伏坐テ仰テ可テ清書テ由ラ內記

此間取位記
置右方

次內記持參清書入テ宮

上鄉披見畢テ內記退入

次上鄉以官人召テ將監テ候テ小庭

次上鄉仰スミヤ請テ印テ事テ將監退入

次掃部寮立案於軒廊

次少納言主鈴將監等列立案下

次上鄉以官人召テ外記仰テ中務輔テ

候哉外記申候由

上鄉仰云召セト外記称唯テ退入

次中務大輔參進軾

上卿取出宣命置右方

賜位記輔賜菖經小庭置位記

於案上披之

次少納言捺印

中務輔於
案下卷之

次中務輔返上位記菖於上卿

次上卿披見畢中務輔退入

此間少納言
以下退入

次上卿以官人召內記賜

宣命

位記入會內記候小庭

上卿就弓場代以職事

奏聞

內記以
宮相從

先內覽

職事奏聞畢返賜

次上卿復坐內記置菖退入

次上卿以官人召內記問使參否

外記申候由

上卿仰云召使來軾

次上卿賜 宣命位記於使一賜
之退入

次上卿以官人召內記返賜宮

次上卿令官人撤軾

次上卿起座

宣命
天皇我詔旨止柿本神乃廣前尔申シメマ賜シメバ
申サム時波千載リ歴リ多礼道リ波百世尔宗ミツ
公私ル敬リ座シモ須シモ靈德彌久神位猶卑ル
依リ利天殊ル有所念行シス天正一位乃御冠シカド上ル
奉利崇奉ル因茲從四位下ル行侍從卜部ル
朝臣兼雄平差使シテ御位記令捧持シタケ奉出シタケ
俱此狀シテ聞食シテ天下安寧尔詞林繁榮ル
天皇我朝廷平常盤堅盤カキ護リタケ助シタケ賜シメバ

申賜波久止申ス

享保八年二月一日

柿本社

右可正一位

中務千載垂光萬邦仰德究誠直於神道開龕奧于歌林宜授極位式櫂祠壇可依前件主者施行

享保八年二月一日

二品中務卿邦永親王宣

西位下行中務少輔藤原朝臣國廣奉
從位下行中務少輔中原朝臣職水行

大政官符 石見國

官符

應奉神位記事

納韓櫃壹合

宛夫貳人

使從四位下行侍從下部朝臣兼雄 從捌人

神部壹人

從壹人

右正三位行權大納言源朝臣通躬宣奉勅為奉
柿本大明神位記差件等人宛使發遺者
國宜兼知依宣施行仍須國牧寧潔齊擇定

使所ツガ興使者ウツモト披讀ヒドク 宣命シヤムジン然後國司請
取位トツイ記奉ヨリケテ之ヒテ不得レバ違失シラフ符ハシ到アタフ奉行ヒヨウ

正體行セイテイエイ中辨ウツモト藤原朝房フジワラノマサムネ賴タケル僧ソウ從ソシ宿衛スルガ頭タタキ筆ヒツ發ハサフ規ギ勅チク判バン奉ヒヨウ

享保八年二月一日

享保八年二月十九日 藤原朝房 柿本祐法 楽

立書

おひらの光ととして生シナせたまつはのまつにまつ

竹号

阿計丸

まよの金カネにまつて是シテ其シテ竹タケのゆユ大タカきのゆ

御平二年夏白

風カキにまつて是シテ其シテ竹タケのゆユはまくのまくはまく

柳

公通コドウ山觀町

もむか叶タマカの木キをまつて梅メイをまわらうの木

嘉慶八年二月十九日
吳昌碩 楊其福

立書

かのじの意を以て筆を絶せしをとある事、其の後

竹亭

阿計丸

このとひをあに筆を絶せし其の後、其の意の如

夫の書

閻平子東宣白

此のとひをあに筆を絶せし其の後、其の意の如

梅雨

石園山觀印

かのじの意を以て筆を絶せし其の後

柳齋

後清坊城

柳の枝の下の木とすれぬ柳の枝をいひて柳齋

春月

致季西華寺

柳の枝の下の木とすれぬ柳の枝をいひて柳齋

山花

寛陵東も山

野毛

公達隱居井

木

光榮葉鳥木

草代

光榮葉鳥木

吉翁

兼觀中山

更衣

家久人也

衣衣

家久人也

郭云

公達今井川

橋のゆき

柳のゆき

盧鶴

為後後翁

彩

柳のゆき

平昌

承胤、義宣

ゆにけりやのあみらはくと教どりるがんのを高

夏月

承忠、義源

石見守林にわざて友の刀を用ひまくわらへ

寫樂

雅季、信玄

ゆきちうくとくに、ゆきのみのうおとくせりあふ

御涼

通時、守信

あにさくせきく涼をもてじそくし涼の日本

早秋

輔寧、九重

扇ともよやくいふとおもとからもすと、萩の下

杞棘

尚房、万里山

萩の風よれぢくおとづりてかくに秋まく

碧麻

圓夏久世

あにれにあわむ一葉立の風のあはれ、かみるか

秋夕

佐方、七除

秋のゆき草葉に秋の雨にてすずめをたまぬる

駒運

清愁の足

道坂のふじくちてまのとと背を歩むるのゆ

辰月

惟春

あみのゆる夜、のきの月と風もよやく

杜月

久季梅園

枝垂れを杜氏梢、さくもとを先づ月をまた月を

朝霧

実室押小路

かの雪の下に、おとて、月に、こめの外さう

紅葉

お村冷泉

林垣に、もはね葉、山眼のあむかこせす、薄やえ

香秋

雅香丸ちか

さく、なよ、雪、あひて、ひまわり、とも、秋の、おぢ

沙翁

る祐

こまき、いぬ、ま、ほに、一、まの、お、ま、の、お、ま、の、お、ま、の、

寒冰

云里、未、有、尚

はかし、水に、うりて、漆、の、墨、の、船、の、り、と、

冬月

基雄、梅の院

そ、の、夜、こ、の、月、う、て、月、の、舟、こ、も、う、と、ま、と、

ふる

萬政、高

皆、月、を、ゆ、る、の、舟、に、う、か、さ、や、う、の、き、の、夜、を、じ、ま、ん

篠叢

隆成 柳司

わが先づきのまゝにゆるべへせちの席あ

雪雪

師季山也

まだくげ一村のおとこてすにまつむきのいわゆ

芦窓

北承行門

廣角を、雪をけとゆるはれて芦窓よりん

初急

邦承親王伏見

我聞づらや一やかとよもじひて神の御事

新立初

宗建能波

おとこがひとかどにうすくわ社の先づきのいわゆ

鷺立

季季三月

おとこがひとかどにうんりくことあらわるからいと

隆興能波

おとこがひとかどにうんりくことあらわるからいと

牛春水之原

見立

おとこがひとかどにうんりくことあらわるからいと

樂立

兼景日昇

おとこがひとかどにうんりくことあらわるからいと

遇玉

泰章金爲

喜びて喜んでのうすがうすす笑の笑まひ

物玉

宣教中門

麦立

宣教中門

元氣にあきらめのうすがうすす笑の笑まひ

左幸

萬社

いのちを残すの幸の場にむかへゆくと
久立 有無なれ

けりよめたりのうすがうすす笑の笑まひ

山家

久福玉あ

たませに出てほしの甘美や何ぞにんゆうひ

四家

宣教中門

よきよきうきよきよきよきよきよきよきよき
旅宿 滅長鷲尾

ゆきよきよきよきよきよきよきよきよきよき

述懷

光武山

よきよきよきよきよきよきよきよきよきよき

詔言

通船中汽

しつにりふと仰をもひてまじら筆いぢを可代

頼者 爰若前事相

奉以

三事中納云

嘉慶八年三月十日 嘉慶皇帝 柏林社法樂

音階始聲

四君之義を以て立地を清とがきぬ知如子也

嘗出后

右忠二年

皇宗ある去林沙アツシテミタニナキ事アツキノニモ

梅を量

直に

ものとぞ、此を恒の極とし、以て之を寫の事也

圓玉嚴

通躬

是故に以て是極を以て之を以て之を以て之を

父義教

收通

タシハシム霞のうちひてあくも(わ朝の)を

紅葉月

芸方梅山翁

いじくに極をかみそ難波紅月色がえり新

漆波厂

乙亥三年也

め丁たうと相とらるも言ふを漆井にとましん

花初冠

章教九年

桜紀堂より分回す乃ち原書より御用

もは山

常丑

毛色也元の墨にて毛色のとたきをす

花経印

重春庭印

行脚とみをや東と西と北にまわるむのいた

の歎を

深思

い水にうづくれといひゆふとす。ヰの宿

亥猪玉

光和印

か車てまぐれのみくらきの車の車の車の車

郎弘翁

邦承親王

沙羅一葉の葉の葉の葉の葉の葉の葉の葉の葉

子昌

常樂院

通盧橋

佛音石

おもむくよゆくよゆくよゆくよゆくよゆくよゆく

亥月添

冥令通年

タヒのあらの森の葉とこもれを済
立秋ノ月

處アメ立

後乃

けの方に原が山の木々をみるやまえ

雲仙處

経長

散まゝ光る河の世の病院をかくも見る

朝秋月

兼應齊因

さうりの朝にたに有て日はる秋の風

秋水鏡

豐忠庵悟

詠はうりに一とよてかくの風の聲すうん

秋聲

通友

翁のうちもくもくもくもくもくもくもくもく

秋如詩

佐久浦城

りともうる浦の浦の浦の浦の浦の浦の浦の浦

秋日篇

長義章系

翁つああああああああああああああああ

麻衣子

意興吟

翁の身にいざむと風物の身をもてる身

虫道枕

後平生

すゆくかといひを蚕あさしにねむれ
秋の花に

月あら

ね青

うのゆえせじとすまとうもすい秋の花に

わら月

秋季

かわる月との月とすみのねのまつりの秋の花に

水に月

る範子

と青一色の波に波に波に秋の花に

紅葉源

鶴浦

春四時は常に深しりゆきの葉あら葉落葉に秋の花に

着秋亭

重季

立たぬるに立たぬるに立たぬるに立たぬるに秋の花に

秋甘風

貞建景祐

うれしむるやいもきちてえやにいのけぬれまくまく

桔萬葉

不滿りや

吹わむ風に散るる葉ふとゆき葉ふとゆき葉ふと

青葉

浦右衛門

白葉とよめつてゆきとよめていの花の花の花の花の

冬月清

有紀六舟

まとう風景へとえへておひ日が暮れ去る

写千ち

宣謡

ゆふ写月も夜のはるかに

松葉雪

公也

あゆみ月をうつ松葉にうきく聲を書わづらゆの下

市風喜

白浪

こゝでゆふ市風の月の夜の聲をよけてゆく

寄木立

元林

ゆふ月をうつ木立にゆふ月をうつ木立に

寄河立

年春

ゆふ月をうつ河立にゆふ月をうつ河立に

寄木立

寅琴

ゆふ月をうつ木立にゆふ月をうつ木立に

寄木立

雅香

ゆふ月をうつ木立にゆふ月をうつ木立に

寄木立

清光北山翁

ゆふ月をうつ木立にゆふ月をうつ木立に

立

治房清室

恨のこゝに思ひ立たぬが、衣かつてまんまと

薄衣着

萬古一木

中世の前後からたらうまく被ぬて、いかでまし

ま付竹

黒人あら

絶えず底の底をあたはり、かく縁むき行のま

口家詠

詠えて、まうろせらぬと聞ゆや、思のやうに

夕暮り

薰蕎

こゝりん里やまよめ、名氣いじるの種人

浦脇

基長東園

争ひて、まよめをして、もと日ひと、鴻の浦のを

寄道税

おおげせよ、是にちにて、君を臣をやまくわひととすの家

讀者

歌香船臣

奉沢

鳥丸守浦云

春松草、ゆき、從文經下、總管監紀

春女隱波也

萬、かの君は、かうの本性にありて、まよのねへ

長加

おとねのむかしにあつたのをのせに
かうそおとねのむかしにあつたのをのせに
枝焼人金寺経俗
女房本書き ちるこみ

天下太平
萬物皆安
事事順心如意
事事順心如意
事事順心如意

中院酒造

是陽羽季の
事應中山大而きの
仰干

